

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 夜間の災害出動時における時間外勤務手当の調査結果について

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、9月30日付で資料が配付されているので、説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（消防本部 入室）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 資料について説明をお願いします。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ この度の、夜間の災害出動時における時間外勤務手当の調査結果について、7月5日の総務常任委員会で中間報告をさせていただいたが、調査に時間を要したことを改めておわび申し上げる。
- ・ 最終的な調査結果がまとまったので、庶務課長から説明をさせていただく。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 資料説明：夜間の災害出動時における時間外勤務手当の調査結果について

（令和元年9月30日付 消防本部調製）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明について、各委員から何か発言あるか。

○金澤 浩幸委員

- ・ まず、今、平成27年度から4年間で約1,200万円不適切な支給があったということが認められたわけだが、内訳を見ると、平成27年度が340万円、平成28年度が398万円、平成29年度が332万円、平成30年度が141万円と。平成30年度においては、一部管理職が実態を把握して是正指導を行ったけれども、結果は平成30年度も約半分ぐらい不適切な支給が続いていたということだが、この点について、管理職が是正指導したにもかかわらず支給が続いていたことについてどのように考えているか、まずお聞かせ願いたい。

○北消防署長（大倉 哲）

- ・ 手当は市民の税金から支給されており、市民の皆様の信頼を損ねることになり、大変申し訳なく思っている。平成30年に実態を把握した時点では是正する機会を逃したことで、また、結果的に指導が行き届かなかった点についても、大変申し訳なく思っている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 多少の指導効果があったということで支給は少なくなっているということだが、平成30年度に指導したにもかかわらず減らなかったということは、平成31年度も本当にゼロになっているのかどうなの

か。そこら辺は確認していると思うが、平成31年度はどうなっているか、お聞かせ願いたい。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 平成31年度については、確認を行ったが、不適切な支給はなかった。

○金澤 浩幸委員

- ・ 平成31年度はなかったということで確認させていただく。
- ・ この平成27年度から平成30年度、4年間で一番不適切支給額が多かった職員はいくらになるのか。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 4年間で一番多い職員は、総額23万8,912円である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 4年間で一番多い職員は24万円ぐらいということだから、年間で6万円前後ということだ。
- ・ 先ほどの報告書で、過支給額が特定できている者は返納を求めるとしているが、これは退職者も含めて全ての職員が納得しているのか。どこまで話が進んでいるのかお聞かせ願いたい。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 返納対象の職員については、管理職が個別に面談を実施し、また、退職者については、電話連絡し説明した後、書面で通知しており、全員の返納意思を確認している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 一応全員の返納意思を確認しているということだが、退職者については自主的に返してもらおうというスタイルになると思うが、本当に返す段階で返納いただけない可能性もあるとは私は思っているけれども、そこら辺はどのように考えているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 現在のところ、電話連絡と文書で通知をしているが、今のところおおむね理解を得られているが、今後、どうしても返納できないということになれば、最終的には法的な対応をとらざるを得ないと考えているが、そのような事態にならないように、応じられない具体的な理由なども確認した上で理解が得られるように努めてまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ 理解を得て、支給された方からははっきりしている分は全部返納していただくということでやっていただきたい。
- ・ 次に、毎日勤務者の時間外手当について。これについては前回小野沢委員に投書が来ていて、その中身で毎日勤務者についても不正支給があったのではないかというような告発文書があったということで確認したと思うが、実態に基づかない支給はなかったということだが、具体的にどのように確認したのかお聞きしたい。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 確認方法としては、各課、各署の状況について、担当課長へ十分な聞き取りにより確認している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 毎日勤務者だから皆さんのような方で、当然毎日顔を合わせているのでしょから、そこら辺は管理職が職員を見ているということである程度はそうなのかなというふうに聞かせていただいた。
- ・ 次に、平成24年度から平成26年度まで、この期間においても不適切な支給があったということだが、関係簿冊が廃棄されており確定できない。しかしながら、可能性としてはこの年300万円超で、3年

間で990万円超、このぐらいもしかしたら過支給があったかもしれないわけだが、ここには書いていない中で、管理職が自らある程度補填したい旨の話があったが、どのぐらいの規模でどのようなスタイルで補填するような考えでいるのか。もし、具体の考えが今あるようであればお聞きしたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 書類上確認できないので、明確にいくらだということは今申し上げることはできないが、不適切な取り扱いが始まった時期と拡大した経過を考えた上でのことになるが、あくまで任意の協力によるが、管理職のほうでその部分を自主的に補填したいと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 管理職のほうで自主的に返納したいということだが、当時の管理職の方たちには協力は求めるのか。そういう考えはないか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ あくまで任意の自主的な補填になるので、我々のほうからOB職員に対しての働きかけということは強制的になり得るといっておそれもあるので、その辺のところはあえて私どもの方から依頼はしていない。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。ただ、今回提起したのはやはり当時の管理職の甘さと、はっきり言えば北消防署長になった方が、いいんじゃないかみたいな感じで始まった話だし、その方たちにもある程度責任が一番重いのかなと思っているので、話をしてもいいのではないかと私は思っているが、そこら辺は消防としての判断になると思うのでおまかせするが、ある程度、平成24年度から平成26年度分も管理職で補填するという確認させていただいた。
- ・ あとこれ具体的に、もう出納閉鎖されていて決算も終了したわけだが、その辺はどのような処理になるのかお聞かせいただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 現在、関係部局と調整をさせていただいており、まだ結論は出ていないが、協議をした上で進めてまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。財務部とよく調整していただきたいと思う。
- ・ 2ページの(5)の「ウ 保存すべき業務日誌の紛失」のところで、「1つの部署において、保存すべき平成27年度と平成28年度分の業務日誌が紛失しており、過支給額等を調査できなかった」ということで報告されているが、なぜそういうことが起きるのか。紛失した経緯というのは調査しているのか。また、過支給額とは別に、紛失したことに対する管理職の処分というのはどのように考えているのか。

○消防本部次長（佐々木 規充）

- ・ 紛失した業務日誌については、各年度四、五冊に分冊し、消防指令センターの事務室内の書庫に保管している。だが、このたびの調査に当たり、2年分の業務日誌が紛失していることが判明した。可能性のあるすべての場所を確認したが、発見できなかったもので、保存年限の満了した簿冊の廃棄時に誤って廃棄したものと考えられる。この保存文書の適正管理を怠った管理職の処分については、厳正に対処する。

○金澤 浩幸委員

- ・ 確かに保存しなければならない文書をなくすというちょっとしたミスかもしれないが、やはり一つの自分の責任持った仕事をなくすということが起きるといことが、今回このような不適切な支給みたいなことまでいってしまう、そういう一つ一つの自分の目の前の仕事をちゃんとやらないことによってこうなっていく、今回の大きな問題みたいになると思っている。だから、過支給部分は当然処分されると思うが、それ以外のこの業務日誌を紛失したその管理責任というのも大きいと思っているので、この方には当然この分の管理責任も処分していただきたいと思っているのでよろしくお願いします。
- ・ 先ほども申し上げたが、やはり発端は当時の管理職、この方たちが本案件の原因を作ったものと私は考えている。当時の管理職に対しての処分は、もう退職された方だから処分は難しいと思うが、どのように考えているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 道義的な責任はもちろん免れないものと考えているが、既に退職されていることから、処分については難しいものと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ そういう答弁にしかならないのかなとは思いますが、何らかの文書くらい出してもいいのかなと私は思うが、検討していただきたい。
- ・ 最後に、再発防止策として、一斉に休憩時間を与えて当直職員が一律同じ扱いとなるよう夜間勤務態勢を見直すということだが、一斉に休むということは業務に支障はないものなのかどうなのか。あわせて、現在までの体制を変えていくことへの進捗状況をお聞かせ願いたい。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 現在、部内に検討会を立ち上げて協議を進めているところである。そこで他都市の状況も確認しながら進めているが、主要都市においても、夜間帯の休憩を一斉に与える方式をとっており、大きな問題は発生していないと聞いている。そういうことを確認しているが、十分に検討し、年内には検討を終え、試行期間を経て、新年度から実施することとしている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 素人だからあれだが、一斉に休憩時間を与えてしまうと、その間に何かあったときに対応できないのではないかと懸念もある。他都市のほうでやられているということで前回もお話しされていたが、何かあったときに出勤が5分遅れる3分遅れるというのがかなり問題になることもあると思うので、よく精査してやっていただきたいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 私も前回の中間報告のときに何点か質問させていただいたので、ようやくこの度最終調査が終了されて報告ということになった。今それぞれの案件について説明を受けたところ、たしか単年度の分として300万円余の金額があるやの話は当初から出ていたが、結果的に最高平成28年度では398万円も不適切な支給があったと。こういうことも含めて総額で1,200万円余の過支給額があったということであるが、本当に4年間の通算だからこういうことになったとは思いますが、しかし、こうしたことが横行されてきたことについて、今ほどの説明からすると、管理職の責任というのは極めて大きいと思う。しかも、一番部下に当たっては、当然、4年間もあるいはその前からも続いたのではないかと

ているが、部下にとっては当然上層部が容認しているものということ、いわゆる罪の意識がなくて当然のものとしてもらってきたということだと思う。そういう点を考えると、管理職の責任というのは極めて大きい。金澤委員からも出たとおり、この中でもやはり特に重い責任のある、管理しなければならない簿冊を誤って廃棄してしまったのではないかということなどもあったが、そういうことも含めて、やはり厳正な態度で臨まなければこれは示しがつかないと思う。だから、金澤委員が言ったように当然のこととして、処分に当たっては当然この分もつけた処分にならなければ理解できるものではないと思うので、冒頭、金澤委員のやりとりを聞いて感じたので、特にその辺は私も強調しておきたい

- 今ほどの説明では、簿冊があつて、本人の聞き取り調査等々で簿冊を突き合わせて一致したものについては確認できたということで返還を求めるといふことであるが、いわゆるそのほかに、不正とかこの不適切な支給があつたのではないかと思われるけれども突合ができないということから、これらの返還を求めることができないということなどが説明されたので、そのとおりでらうなと思う。やはり、納得のいく上で返還してもらわなければまずい問題だと思うので。特に、退職者の問題も話にあつた。退職者についても、やはり書類が残され、本人の同意を得て、やはり真摯に納得のいった上でやるようにしなければまずい問題だと思うので、その辺もあわせて要請をしておきたい。
- ともあれ、返納を求めるとはできないけれども、自主的に補填したいというようなことであるが、そのような取り扱いで問題はないのかと私は思うが、また、前回の委員会では、顧問弁護士と相談して必要な対策を講じるというお話があつたが、弁護士との話し合いの中での弁護士の見解はどのように言われたのか説明していただきたい。

私は、自主的に返納するということについては、やはり今言われたようにどうしても何があるかわからない、つまり、不満で提訴する場合もあるから、そういうことのないようにするためにも、きちんとした突合できるもの、納得のいくものから返納を求めることが当然だと思うのでそれはそれとして当然のことだと思うが、とはいうものの、ここまで市民の信頼を裏切ったということになるわけだから、やはり何らかの形でできる限り返納するということは、私はその気持ちはあつても当然なことだと思う。そういう意味で、ある意味ではこれに対する反省の気持ちもあるだろう。あるいは謝罪の意味もあるのではないかと思う。そういう意味で私は自由返納するということについては評価をしたいと思っている。しかしながら、こうしたことにあつても、これからの取り扱いについてこれでいいのか、弁護士さんの見解についての内容をお知らせいただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- まず、弁護士への相談結果としては、関係簿冊が廃棄されている部分については、証拠がない部分であるので請求することはできないだろうと。なので、不適切な支給額が確定できている部分でやるしかないというお答えをいただいている。また、自主的に返納する部分についても強制的なものとして捉えられる可能性があることから、やらないほうがいいのかというようなアドバイスをいただいている。しかしながら、調査を終了した時点で、消防本部全体の課長会議を開催した段階で、やはり記録で裏付けられない部分についても組織としての責任があるということ、やはり皆で穴埋めすべきではないかという声が上がったことから、あくまで任意での協力になるところだが、管理職が自主的に補填をしようとしたところである。

○福島恭二委員

- ・ 当然、管理職の皆さんもこういった事態を重く受けとめながら日々悩んでこられたというふうに理解はするが、しかし、善意でなんとか返納できるものは返納したいと思いながらも、なかなか根拠づけをしてこれくらいと求めることは難しいと思う。であるから、こういうことについて前段申し上げたとおり、やはりあくまでも強制にならないような取り扱いをしていただきたい。弁護士さんは、それでもいかがかという見解であるが、しかし、管理職の皆さんがそうは言うけれどもということからそういう自発的な行動に出たものだと理解はするので、十分その辺は気を付けて取り扱っていただきたい。
- ・ 先ほどの説明では、冒頭から管理職が補填するやの説明があったが、最初から報告の中で説明するのはいかがかと思った。冒頭の説明はあくまでも消防署として説明する内容だから、そうすると、消防としての意思で求めているというようになるとまずいので、記載はされていないが発言の中であったので、その辺もやはり注意をしながら取り扱った方がいいと思う。
- ・ 二つ目の質問だが、業務日誌に夜間勤務員の記載のない事案ということであったが、この具体的な内容についてどういうことであったのか。私を感じるには、4月の段階で新聞報道されたが、その業務日誌の記載のことなのか。

○東消防署長（中田 真人）

- ・ 福島委員の話のとおり、新聞報道された事案である。通常、夜間の時間帯を4つの当番に区切り、各当番には必ず一人の夜間勤務員がつくという体制をとっているが、消防車と救急車が配置されている的場支署において、消防隊の当番覧の一部に記載がなく、書類上救急隊が当番をしていたものである。この事案では、本来、消防隊で当番に当たっていたはずの職員に対して時間外勤務手当が支給されており、当番員は出動にあわせて翌朝に業務日誌を記載していたことが確認されたので、不適切な取り扱いと判断したものである。

○福島 恭二委員

- ・ そうすると今の答弁からすると、ある一つの支署——的場支署において、そういう支給があったのではないかと。これはあくまでも推測になるのではないかと思う。これは突合できないわけだ。そういう点では、この件についてはなかなか返納を求めるといふことにはならないというふうになるんだと思う。
- ・ それからもう一つ、私の判断だが、先ほど金澤委員から勤務体制の見直しの中で、全部4人とも当番員が一斉に休憩をとるとした場合、何か起きたらどうするんだと、当然私も素人の立場からいけば思う。今の説明からすると、救急隊と消防隊と二つの隊がいる場合は、どちらかがそれを担当するというか、だから、市民から何か通報があったとしても対応できるということだと理解するが、今度はもう恐らくそういうことになるんだと思うが、それはそれでそういう心配もあるので、わかりやすく我々に説明していただくような勤務体制にしていきたい。
- ・ 結果的にこのことについては、当番にあたってははずの職員に対しても時間外支給されていたということからすれば、これはどのくらいあったと考えているのか。

○東消防署長（中田 真人）

- ・ このような取扱いは、的場支署のみで行われているのを確認している。関係簿冊が保存されている平成27年度から平成30年度まで、4年間で187件あった。本来、勤務に当たっていたはずの職員を特定できなかったことから、過支給額についても確定できなかったものである。

○福島 恭二委員

- ・ 187件もあったということで、結構な金額になるんだろうと思う。これについても前段言ったように突合することができなかったということなので、これもいたし方ないと思いつつも、きわめて的場支署の管理職の責任というのは大きいと思う。この辺は金澤委員同様の、処分というのはきちんとしていかないとけじめがつかないと思う。このことについても、私の方からも強く申し上げたい。
- ・ 保存すべき業務日誌を紛失していたのは、どこの部でどのような内容で、先ほどもちょっと説明あったが改めて説明いただきたい。

○消防本部次長（佐々木 規充）

- ・ 先ほどの答弁と重複するが、消防本部の消防指令センターにおいて、この度の調査に当たり2年分の業務日誌が紛失していることが判明した。保管されている可能性のある全ての場所を確認したが発見には至らなかったことから、保存年限の過ぎた文書を廃棄する際に誤って廃棄したものと考えられる。そのため、2年分の突合調査ができなかったものである。

○福島 恭二委員

- ・ 先ほども説明いただいて、消防本部の指令センターということであるが、これも結果的に2年分の簿冊がないということから、調査の突合ができなかったということだ。それについても、先ほど言ったように、これも返納を求めることは難しいということであるから、これもいたし方ないのかなと思ったりもするけど、しかし、市民の立場に立って考えると、これもいかがかなと言わざるを得ない。しかし、こういう問題になると先ほども言ったように弁護士の見解でないが、様々な法的問題に発展する可能性もあるので、それだけにこういったことが起きないように管理監督の責任というのは大きいと言わざるを得ない。
- ・ 管理職が自主的に補填するんだという話があったが、前段申したとおり簿冊が廃棄されて調査できなかった、突合できなかった的問題についてもしかりであり、また、指令センターの調査においても突合できなかったと。こういうことだ。これらを含めて私はそれをよく解釈したいと思うが、管理職の皆さんと言えども、やっぱりそれなりの責任は感じていると思う。それがためにこのような自主的に返納しようという動きになったのではないかなと理解はしている。そういう思いで取り組んだことだとは思いますが、集まった金額というのはどのくらいになっているのか、もし言えたらお知らせいただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 関係簿冊が廃棄された平成24年度から平成26年度までの分と、先ほどの業務日誌に夜間勤務員の記載がなかった分、それと、誤って業務日誌を廃棄した分、これらの対象者、過支給額を特定できなかったものについては、先ほども答弁したが、始まった時期、拡大した経過などを踏まえた上、任意の協力として受けとめており、その額としてはおよそ450万円が集まったところである。

○福島 恭二委員

- ・ 管理職の皆さんの思いが結集したものが450万円くらい集まったと。こういうことで、それをあわせて返納するということになる。この返納の仕方は当然受け入れ方があるんだろうけど、それは寄付というふうになるのかは受けるほうで考えるべき問題であるので、いずれにしても、消防からそういった管理職の皆さんが様々な思いから何としても返納したいという申し出の中から集まった金額というふうに理解するので、その辺は前段言ったようにそれなりの責任を感じてのことかなと思ったりも

するので、それなりに評価をして受けとめておきたいと思う。

- ・ 補填をすることについては、先ほどの弁護士さんの見解もあったが、やはりややもすれば、強制的ではないのかなというふうにとられがちなのだが、こういった方法であっても何の問題もないと受けとめているのかどうか、改めて見解を聞いておきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 補填については、組織として特別に働きかけたものではなく、あくまで任意で思いのある管理職の自発的な協力により補填をしようとするものであるので、問題はないものとする。

○福島 恭二委員

- ・ わかった。問題のないように取り扱ってほしいと思う。
- ・ 改めて申し上げるが、本当に残念なというか、特に平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度においてのトップであった、退職された管理職の方々はどの動きもないのだろうか。求めることはできないのだろうが、全く何の話も、自主返納に参加するという話もないのか。その辺の動きがあるのかないのかでよいが、ちょっとお知らせいただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 先ほど、強制的にとられるということで私たちの方から働きかけることはないという答弁をさせていただいたが、一部だがOBの方からは、寄付というのか、そのような申し出というのは何件か来ていただいているところである。

○福島 恭二委員

- ・ 全体の中からだとして受けとめるが、前職のトップから何か動きはないのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 現在のところ、働きかけはない。

○福島 恭二委員

- ・ こちらから働きかけるのではなくて、自主的に向こうから何もないということか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 向こうのほうからも、何もアクションはない。

○福島 恭二委員

- ・ これだけ問題について部下の皆さんが悩んでこうやって対応しているという中に、少なくとも何らかの協力をさせてもらいたいという意思表示があっても当然じゃないかと私は思う。残念だが、そういった幹部のもとに仕事をしてきた皆さんは本当に不幸だ。少なくともこういった問題があった時くらいは相談に乗る、あるいはできるだけ我々の協力をすると話があっても当然だと思う。極めて残念なことである。それは強く申し上げておく。
- ・ 返納額の確定をして、書類で確認できるものはもちろん返納する。裏付けできない分についても自主的に補填するというところで一定の整理というか、決着がつくものと思うが、中でも、今後、こういったことで調査を終了し処分を待つだけになるというような状態になったとしても、よもや終わった後によくよく倉庫を捜したが書類が出てきたと、あるいは内部告発でここにあるではないかというような話にならないとは言い切れない。だから私どもは皆さんの説明を真面目に真摯に受けとめて、公式の場であるから間違いのない説明だというふうに受けとめているが、二度とそういうことはないと思う。もし、そのようなことが起きたら大変なことになるので、私の立場もないから、そういうこと

は間違ってもないということで確認したいがどうか。

○消防本部次長（佐々木 規充）

- ・ 消防本部のありとあらゆる場所を徹底的に確認したが、やはりなかった。

○福島 恭二委員

- ・ わかった。私どもとしても皆さんの説明に誤りはないということを受けとめながら、今後の対策、対応についてきちんと私の意見も踏まえて取り扱いをしていただきたい。
- ・ 最後に、処分ということになるが対象者が多いだけにどのようにするのか。先ほど、金澤委員よりお尋ねがあって、消防長も含めての処分なだけに、消防内でなくて総務部を中心とした審査委員会の中で決定されるものと受けとめたが、改めてその辺をお尋ねしたい。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 処分については、自らも対象になっており、消防組織として懲戒委員会を開くことが難しいことから、総務部に審査を依頼しているところである。この度の事案については、多くの職員が処分の対象となっており、消防長として責任を痛感している。二度とこのようなことが起こらないよう職員に自覚させ、再発防止策を構築することが私の責任だと考えている。深くお詫び申し上げます。

○福島 恭二委員

- ・ わかった。まず、そういうことで本当に重大な問題だから、きちんと二度とこういうことがないようにしっかりと取り組んで市民から信頼されるような消防隊になっていくことを切に願って、私の質問を終わる。

○紺谷 克孝委員

- ・ 一点目は、福島委員もおっしゃったが、2ページの下の方の平成27年度と平成28年度の紛失で、1つの部署と書いてあるが、これは簿冊とかそういうものじゃないかと思うが、何冊中何冊ぐらいこの部署のものがなかったのか。というのは、この平成27年度、平成28年度は、この表を見るとそれなりの対象者と金額が出てきてるが、もしそれが出てくればこれにプラスになるんじゃないかと思うので、紛失した部分の規模はどの程度のものだったか教えていただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 紛失したのは本部の消防指令センターで、合計13名勤務している内、3名が管理職であり、10名が普通の時間外対象者である。業務日誌は、通信指令室は出動指令とかそういう報告書も含めて一緒に簿冊にしているので、大きく5冊くらいに分けられてつづっている。それが例えば平成29年度で言えば、不適切な取り扱いが……

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 次長ちょっと待って。今、紺谷議員の質問は、平成27年度と平成28年度の業務日誌が何冊、まず年度で1年間何冊あって、何冊ないかという質問なので、そこにまず的確に答えていただけるか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ すみません。簿冊は1年間に5冊である。それが2年分で10冊がない。

○紺谷 克孝委員

- ・ 5冊5冊でトータルで平成27年度、平成28年度で10冊見当たらなかったと。そうすると、一般的にここの平成27年度は何冊ぐらいあってそのうちの5冊だとか、あるいは、人数的にどの程度の対象者が紛失されているとか、その辺の割合はわからないのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 10冊というお話だが、一つの簿冊である。業務日誌という一つの簿冊で、枚数が多いものだから1年度5冊に分冊をしているということであるので、なくなったのは業務日誌という書類だけである。その業務日誌には、先ほどお話しした司令室の10名の勤務の状況が書かれているという書類であるので、なくなったものとしては業務日誌という書類だけである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 一つの部署というのは、そうすると本部の分だけということ、ほかのところは全部残っているということだ。ほかのところに残っているというのは、どれくらいの冊数なのか。年間5冊ずつなくなっていると。一つの部署というのは消防本部の分だ。それ以外の冊数というのはこの数字が出てきている簿冊の数だと思うが、それはどのくらいあるのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 業務日誌については、それぞれの所属において作成しているので、今、一つの部署と説明させていただいたが、消防本部の中でも、指令センターは指令センターで作るし、救助係は救助係で業務日誌を作成しているので、今回紛失したのは消防本部内の消防指令センター、一つの課というような位置づけだが、その部分の日誌がなくなっていたということだ。

○紺谷 克孝委員

- ・ 平成27年度と平成28年度が、消防本部のところで5冊ずつないということだと思う。そうすると、平成29年度は実際は全部業務日誌があって、対象者も特定できて、支給額も計算できた。だから、そのあたりからだいたい推察して、本部の冊数も概算にはなると思うが、支給対象者や支給額が出るんじゃないかということで、そのあたりはきちんと調べて、推測でもいいから出す必要はあるのではないかと思っている。ぜひお願いします。
- ・ 二つ目は、基本的なことだが、この報告書の中では過支給だとか過支給対象者、それから不適切な支給があったというふうになっているが、報道機関その他も含めれば、不正な支給だというふうに言っている。そういう不正という認識があるのかどうかということについてお伺いする。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 不正行為ではないかということのお尋ねだが、聞き取りの中でも全てが制度的なものを理解できなくて誤って支給を受けていたという部分もあるので、正しくないことをしたということでは不正に当たるとはかなと思うが、あくまで私どもとしてはそういう部分も含めた中で、適切ではなかった行為と考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 時間外勤務命令簿をつけた職員の意識とかそういうことがあるというふうには、それはあると思う。よくわからなくて命令簿をつけるということもある。しかし、基本的なことを考えれば、例えば2時間の時間外を間違って3時間にして支給してもらったというのと訳が違って、これは賃金の二重払いなんだ。勤務をしていて給料をもらっている。さらに同じ時間帯で時間外勤務手当をもらっていたということになるわけだ。したがって、賃金の二重払いという観点に立てば、不正受給と言うことは明らかだと思う。そういう認識をきちんと変えてもらわないと、調査にもそれが影響すると思う。やはり、それぞれ個々の意識や考えは別としても、基本的な考え方としてはそこに立ってきちんと処理するというのをぜひ、そういう認識に立てるのかということを確認しておきたい。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 今、紺谷委員おっしゃられたとおり、そういう認識に立って物事を判断していきたいと考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 少し具体的な話だと、私が思うに時間外勤務命令簿をつけるときは、記載して上司に見せてそれから判を押してもらっていくということは、災害時の出勤だから難しいと思う。したがって、事後になることが非常に多いのではないかと。普通そうだと思う。そういうときも業務日誌と一緒に時間外勤務命令簿も精査して出すというのが普通ではないかと思う。今までの作業を見ると、今頃になって全部業務日誌と突合しているわけだ。業務日誌で職員がどういう動きだったかということを確認して時間外勤務命令簿と突合しているというわけだが、一般的には業務日誌をつけると同時に時間外勤務命令簿もきちんと整理して提出するというのが普通ではないかと思うが、そうっていないということについて説明していただきたい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 時間外勤務命令簿の記載については、個人での管理ということで前にも御説明させていただいたと思うが、もちろん当日の業務日誌に当日の当番が記載されているので、発生した時間外から自分の勤務時間を除いて記載するというルールに基づいてやっていたが、そのところがきちんとできていなかったところである、

○紺谷 克孝委員

- ・ そういうふうにやるべきであったがされていなかったという答弁だ。私はやはり徹底して、今頃になって業務日誌と時間外勤務命令簿を突合するんじゃなくて、やはり業務日誌に基づいて時間外勤務命令簿をきちんとつけるということをまず徹底するということが必要だったし、それがやられてこなかったことに重大なミスがあったのではないかと思う。ぜひそういうふうに変更していただきたい。
- ・ 2ページの表で調査対象者、過支給対象者それから過支給額が全部出ているが、これだと実際には私はよくわからないと思う。例えば出し方も、年間で夜間に災害時の出勤が月何回くらいだと。そして、その回数毎にそういう支給があったと。時間外がダブって支給されていたというのがあったのかどうなのかということ、例えば年間50回なら50回緊急的な出勤があったと、そのときに、そのうちの30回は不正な支給があったというような形で出す必要があると思う。トータルの人数と額だけだと、誰が見ても実際どのようにダブりの支給がされたかということがリアルにわかってこない。私が思うには、緊急出勤時にこの割り振り表を見ても、必ず時間帯に渡って2回くらい勤務時間が入ってくる。そうすると、勤務時間が不規則に2回くらい入ってくるから、1回の出勤でやるっていったら必ず勤務時間に時間外を支給するという事例が起きてくる可能性があると思う。だから、実際にちゃんとやられて時間外もきちんと払われている緊急的な出勤があったのかどうか。全てが緊急出勤したときにそういう事例になっていたのかどうかということが、この表だけだと、人数と金額だけだとわからない。
- ・ 我々が重視しているのは、やはり緊急出勤時にあってもきちんとこういう不正な受給がなくてやっていた事例もあるよということであれば、そういう部署もあったのではないかとということが考えられるけれども、全て例えば年間50回あるうちの50回とも不正な受給がされていたということになると、これは恒常的にやっていたということになるわけだ。だから、そういう資料の出し方というのはできると思うが、そういうふうには報告できないのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 理論的には可能であるが、申し訳ないが膨大な時間を要することとなるので、そういう資料は作成することは可能ではあるが、相当な時間を要すると考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 膨大な時間と言っても、具体的なことを言わないと我々ちょっとわからないのだが。例えば、先ほどの質問の中でも、今後どのような体制でやっていくかということについては、他都市の事例を見てこれから詰めて実施に向けてやっていくというふうになると思う。そういうことも含めれば、一定の時間がかかるのではないかと。これは最終報告といっても、最終報告にしては不十分な箇所がたくさんあると思うので、そういう整理をした上で、最終報告の中に私の言った内容もぜひ、素人だからわからないがそんなに難しいことではないと思う。それがわからないと、全体像、やはり管理職がチェックして考えが甘く見ていたというだけで済まないような実態があると思うので、その辺の膨大だということを、長時間だということをおおむねどのくらいかかるのかということをお教えしてほしい

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 現在、手元に資料がないが、私の記憶の中で若干説明させていただくと、だいたい消防隊の出動が年間2,000件くらいある。夜間においては約1,000件くらい走っており、例えば先ほど申し上げた的場を例にとると、187件の不適切な件数が確認されているわけだが、この4年間にすると約3,000件から3,500件くらいの中の187件というような数字になり、これを精査するということになるのとまたしばらく時間を要することになるので、どのくらい時間がかかるかということは今時点で言うことはできないが、ご理解いただければと思う。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 紺谷委員に申し上げる。今回の調査事件は、時間外勤務手当の調査結果について、消防として9月末までにまとめるということで私たち委員会に対しても一番ベストというか、一番出せる形でまとめてきたものが今だと思う。だからその最終報告に対して、あくまでも私たちの知りたかったというか、時間外勤務手当の調査結果はこのようになっているというのが、この最終結果となっているので。それをさらに調査してほしいというのはちょっとよくわからないのだが、あくまでも御意見ということではよろしいか。さらに最終、これは最終結果ではなくて、もっと調べろということか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 無理であれば、できないことはそれは無理だとわかるが、簡単にできることであればやはり。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 簡単にできるのか、大変難しいのかを……

○紺谷 克孝委員

- ・ それは今聞いたけど。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ そうか。ではよろしいか。

○紺谷 克孝委員

- ・ さっき話して、3,000件くらい夜間の出動があったということだ。そのうちの180件だか190件ということになると、かなりそういう支給があった出動についてはかなり少ないというふうに見えていいということだね。正常にきちんと支給されている出動が圧倒的に多くて、一部に不正な出動があったと

いうように見ていいのか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 紺谷委員のおっしゃるとおりだと私は理解している。

○紺谷 克孝委員

- ・ それだとある程度納得した。やはり出動するたびにそういうことがされていたかどうかをちょっと確認はしたかったということで質問した。
- ・ 最後に質問しておきたいが、1 ページ目の「発端および経過」の中に、「多くの職場で休憩時間においても日中に処理できなかった事務や訓練を行う」という記載があった。これは、休憩時間、仮眠をしないで処理できなかったことや事務や訓練を行っているということは、これは時間外が払われているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 明確にこの部分については時間外支給というのはないという実態だ。

○紺谷 克孝委員

- ・ これ例えば日中処理できなかった事務を行うというのは仕事なんだよ。これはサービス残業をやらせているということを知っているということだ。こういう時間外勤務なんかに対するずさんな対応が、やはりひいては今回のそういう事件を起こしているという結果につながるわけだ。しかも、こういう日中処理できなかった仕事や訓練をやっている、緊急に出動するというときに果たして市民の生命、財産を守る仕事ができるかどうかというのは疑わしくなる。だから、仮眠で休ませるときはきちんと休ませるというようにして、どうしても残る処理できなかったことや訓練しなきゃいけないことはきちんと時間外を出してさせるということをぜひ徹底していただきたいと思うがどうか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ その辺については、今後、改めていきたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ いろいろ各委員の質問を聞いていて、少しは理解できたと思うが、やっぱりよくわからない点は何点かあるので、改めて質問させてもらいたいと思うが、今回、4年間で総額おおむね1,200万円くらい。こういう時間外勤務手当の不正、過支給があったということだが、その一方で説明を聞いていたら、的場支署で187件、夜間勤務者が特定できないということなので、これはこの中にはカウントしていないかのような御説明だったかと聞いていたが、それで間違いないかどうか。
- ・ もう一つあわせて、消防本部については平成27年度、平成28年度——2年間分の指令センターの業務日誌が紛失して見当たらないので、照合というか確認ができないということで、これも不正受給、皆さん過支給と言っているが、それはあったけれど具体的な金額が確定できないので、今回の1,200万円の中には含まれていないという理解でよろしいか。そこをまず確認させてほしい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 的場支署と消防本部指令センターの業務日誌の部分については、資料に記載の1,200万円には含まれていない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 的場支署については、件数が187件と特定できている。私、消防の勤務体制というかそういうことをよく承知していないで質問をしているので、これも確認させてもらいたいですが、私たち市民が、急病

人が出て119番に電話をして救急車に出動をお願いするというときに、119番に電話をすると消防本部の指令センターに行くんだ。そこから最寄りの支署とか消防署に出動要請をするということになるんだ。それぞれの支署なり消防署には、そのときに消防本部からそういう指令が出る、これを受け付ける方が常時起きている、勤務をしていないと初動で——先ほど来、いろいろ今後のことで心配もあったけど——速やかな対応ができないので、一人は夜間勤務をして通信の受け付けをしているということだと思うんだ。

- ・ そこだ的場支署には、消防の出動と救急の出動——救急車だと思うけれど、2つの出動のスタッフがそろっているということなので、この場合、消火活動、消防の受け付けと、それから救急車の出動を受け付ける通信受け付けとかの係の方というのは2人いるのか。それぞれ別々にいるのか、それとも1人で両方兼務して賄っているのか、この辺はどうなっているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ まず、夜間の受け付けの体制についてのお尋ねだが、その所属に指令が入ると庁舎全体にスピーカーで出動指令が流れる。それでそれぞれの隊員が活動するということだが、救急と消防車がある所での受け付けの体制というのは、それぞれではなくて1人誰かが起きていれば対応ができるということだ。
- ・ また、何で起きているかということになると、当然、119番だけではなく、例えば駆けつける、通報するという場合もあるので、そういう意味も含めてあらかじめ1人は起きているという体制をとっているところだ。

○小野沢 猛史委員

- ・ 今はそういう体制をとっているということだが、元々はどうだったのか。2人別々にそれぞれ職員を配置して、皆さんの組織図というかそういう機構の中ではそれぞれ配置しているということだったような話を聞いているが、その辺はどうなっているのか。現状は1人なのはわかった。いつからそうなのか。最初からそうなのか。

○東消防署長（中田 真人）

- ・ 4つのシフトの中に、職員を割り振っているけれど、その人数の関係でシフトに1人しか入らない部分と例えば2人が入る部分とあって、2人とか入っている部分については、2人で通信勤務を行っているということになる。1人の場合は1人で行っているということになる。

○小野沢 猛史委員

- ・ シフトが重なる部分については、2人で対応しているという御答弁だ。それでの的場支署で187件の夜間勤務者が特定できないような、先ほどどなたかの質問に答えていたけれど、特定できない理由というのは何なのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 的場支署に関しては、消防隊が7名、救急隊が3名が常時当直しているが、業務日誌にはそれぞれ勤務員の記入があるが、その中の1つの欄が空欄であったということだった。そこに本来いるはずだった職員がいたはずなんだが、それが誰だったのか特定することができなかったということだ。
- ・ 当直しているメンバーは確認できるけれど、その中で本来当番だった人間が誰だったかというのを、聞き取りの中でも何月何日、自分が何番だったというところが把握できていなかったものだから、その部分が確認をとれなかったということだ。

○小野沢 猛史委員

- ・ それは命令簿で確認できるのではないか。1件、2件であれば、何となくその日どうだったかなど記憶をいろいろとたどっても、いろいろとなかなか判然としない場合があると思うが、187件もあるんだ。何かその辺が違和感を感じるんだ。この方は夜間勤務者だよ。命令簿にも記載していないのか。時間外勤務命令簿と夜間勤務命令簿と違って一つのものなのか。夜間勤務は夜間勤務だよ、夜間勤務手当がつくよね。こっちの方が多いんだっか、100分の幾らにすればね。夜間勤務命令簿と時間外勤務命令簿とは、これは別々なのか。同じものなのか。当然、本来であれば手当も違ってくるので、別々に備え付けておくべきものなのかと考えているが、この辺はどうなのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 夜間勤務命令簿と時間外勤務命令簿についてのお尋ねだが、夜間勤務命令簿という簿冊自体は存在がしていないので、あくまで夜間に当直をした場合には、夜間に2時間起きなさいということになっているので、それをもって夜間勤務手当の支給がされている。
- ・ 時間外勤務手当については、命令簿に記載して、それによって支給となっているところだ。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ あくまでもあるのは、業務日誌と時間外勤務命令簿というので、夜間勤務命令簿というのはないということでしょうか。（「はい」と消防本部次長）

○小野沢 猛史委員

- ・ そうすると夜間勤務、例えば何人かの方が順番に仮眠をして、しかし4人1組か、維持班とでもいうか、全員がその間に起きるということになるとすれば、当然、今答弁もらったように、夜間勤務命令簿がなくても全員の名前がわかればわかると思うが、その辺がちょっとよく理解できないんだが、先に進む。
- ・ 冒頭に、時間外勤務命令簿と業務日誌の照合による調査を行ったという説明があった。具体的にそれだけではイメージが湧いてこないけれど、マスコミ報道等によると、命令簿に改ざんがあったというようなことは認めて、命令簿と業務日誌を付け合わせたときに勤務者の名前が合わない、違いがあったと。そこに本来、支給する必要がないというか、対象にならない時間外勤務手当を支給していたということを出してということだったと思う。
- ・ 仮に、命令簿と業務日誌が同じ内容だったとしても、両方虚偽記載していれば、改ざんしていればわからないわけだ。そういう皆さんが調査された手法は、合わない案件を抽出をして、実際に合わなかったときの状況をそれぞれの職員に、あなた本当にこの勤務していたのかというようなことを確認されたと思うが。仮に合っている場合でも、両方改ざんしていれば、それは不正な時間外勤務手当の支出ということになるんだ。
- ・ まず、合わない部分だけ調査をして、合っている部分は調査しなかったのかというところで確認をさせてほしい。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ すみません。もう一度御質問をお願いしたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 命令簿と業務日誌の付け合わせをして、夜間勤務——時間外勤務をした職員の名前をそこに記載しているものが同じであれば、これは問題ないと判断したのかと聞いている。逆に言うと、そこで名前

が合わなくて命令簿の方が一部多かったとか。支出は命令簿で確認をして時間外勤務手当で支給するよね。業務日誌ではないよね。なので、命令簿の方に名前が書かれていれば自動的に支給されるという形になる。なので、こっちの方を改ざんして、こっちの方に名前があって、そして業務日誌に名前のない者、記載のない者、これは不正な支給があったというふうなことで今回抽出して整理をして、今回この件数になったと思うが、間違いないか。私の認識が間違っているかもしれないので確認したい。

- ・ その一歩先で、同じであっても——同じであれば問題ないということにならないんじゃないかということ、その次の段階で質問したいわけだ。そのことを踏まえて御説明もらえるか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 日誌と時間外勤務命令簿の関係についてのお尋ねだが、夜間の勤務割を書類として記載しているのが業務日誌という書類、唯一その書類だけになるが、個人が何時に起きて、何番当番に当たっていたというのを確認できるのが業務日誌だけだ。その業務日誌の当番と時間外勤務命令簿を突合して、その時間にそごがあるものについては、今回全て不適切な支給ということで処理をさせていただいた。
- ・ 小野沢委員おっしゃるように、両方とも、もし改ざんをしていたらというお尋ねだが、もしそういうことがあったとすれば、不適切なことになるかと思うが、それを書類上で改ざんしたものと正しく処理したものというのを書類上で確認するという事は難しいものと考えているので、そういうものはなかったと認識をしている。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 小野沢委員に申し上げる。1点目の質問はいいが、2点目の業務日誌も時間外勤務命令簿、どちらも同じ人なのに、それを改ざんしているかどうかという質問は、あくまでも小野沢委員の憶測だと思う。それによつての質問は、誤解を招きかねないのでそのあたりは御留意を願いたいと思つて質問をお願いします。

○小野沢 猛史委員

- ・ これは新聞報道だが、業務日誌も虚偽記載という記事があるんだ。出勤に合わせて調整をしたと。これを読んでいると時間がたってしまうだけ、ど委員長のせつかくの話だから。私の憶測ではなくて、これ新聞報道だ。消防本部の職員が時間外勤務手当を不正受給した問題で、これまで判明していた時間外勤務命令簿の虚偽記載に加え、消防職員が勤務をする業務日誌に虚偽記載をして不正をごまかしていた疑いのケースがあることが判明したと。消防本部も業務日誌の虚偽記載の疑いがあることを認めているということだ。これは記者さんが取材をして書いていることだと思うので、この辺どうなんだ。私はこういう情報を頼りに今、質問をしているが、したがって業務日誌が改ざんされた疑いがあるということは、消防本部も認めているということなんだ。
- ・ なので、両方合っているから問題がないんじゃないかという話にはならないと私はそう思う。その分については、書類上で確認する以外確認しようがないとおっしゃるが、そのことも含めて一人一人の職員の方に、あなた本当にこの日勤務していたか、間違いないか、業務日誌これ間違いないかということを確認しなければならぬと思う。そうしないと、きちんと全容解明のために最善の努力をしたということにはならないと私は思うが、この点はどのように考えているか。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 小野沢委員が言っているのは、7月18日の北海道新聞に載った的場支署に関する業務日誌に関して

聞いているということでよいのか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 的場支署とはここには書いていない。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ ここには書いていないから、さっき、聞いて調べた結果、的場のみで187件あったということになったんじゃないのか。

○小野沢 猛史委員

- ・ それとは性格が違う話をしている。的場支署との話は全く別の話で、総額を積算するに当たって、187件の不正があったと思われるけど、そのことは具体的に金額の特定ができないので、今回の金額の1,200万円には含まれていないよねという確認だ。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ それで終わりか。（「終わりだ」と小野沢委員）

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 新聞記事に関するお尋ねだが、日誌の当番欄に空欄があるという部分については、本来あり得ない形だというのは消防本部として認めているが、業務日誌を虚偽記載していたという部分を消防本部として認めたというものではない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 消防本部が認めた認めないということを聞いているのではなくて、そういう可能性ってあるよねということを申し上げているだけだ。実際にこういう事件があると。他の膨大な数の業務日誌が何千枚と——3,000枚とか4,000枚とかさっきおっしゃったが、しかし、やっぱりそこにはそれなりものが含まれている可能性が。記載がないという自体が異様な事態だから。そういうようなこともありうるということを、きちんと可能性として、私は職員にきちんと、一人一人に、今回聞き取り調査をする際にはこのこともきちんとやるべきであったと思う。そこだけ主張だけはしておく。
- ・ それで、他の委員からも何回も同じ質問があるが、命令簿って誰が書くのか。業務日誌は誰が記載するのか。当事者が来るのか。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 時間外勤務命令簿については、個々の職員が記載するものだ。業務日誌については、その所属で勤務している者が、誰が記入するかということは特別決まっているものではない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 自分の名前を記載をするなり、どなたかが全体のことを掌握してまとめて業務日誌に記載をするにしても、実際に勤務の実績がないと言っていいのか。本来、勤務時間中であったにもかかわらず、その時間を時間外勤務として命令簿に記載をして、それを根拠に手当を支給されるわけだが。というときに、御自身が書くわけだ。そのときにこれが不正だと、ルールとは違うことをやっているというような認識を一人一人の職員が持っていたか、持っていないかったかということについては確認をしたか。聞き取り調査の中、ルール違反だよということを。記載しているときに自覚していたかということとは確認しているのか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 職員個々の認識についてのお尋ねだが、聴き取りの中では、当然ルールとは違うという認識を持っ

ていた職員はいる。しかしながら、当初の御説明のとおり、勝手な解釈ではあるが管理職が許可をしているというような部分を真に受けてというか、そういう部分でルールと異なるという認識がありながらもやったという職員がいることが事実だ。

○小野沢 猛史委員

- ・ どちらが多かったか、少なかったかってやぼな話は聞かないが、いずれにしても問題なく命令簿に自分の名前を書いてという職員の方は今、御説明あったように、何となくそれが正規のルールだ、みたいな雰囲気なり環境の中で書いていたわけだから、多分、あまり自分が問題行動をとっているという自覚がなかっただろうと思う。そういう方がきっと多かったと思う。人間って意外と正直なもので、そういう不正を働くというときには、やっぱり心が痛むものだ。痛まないでこんなに広がっていったわけだ。ということは、やっぱり組織ぐるみの行動であったと言われても仕方ないと私は思う。その辺はどんなふうに認識しているか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 組織ぐるみかどうかというお尋ねだが、不適切な処理が行われた平成24年以降に入った新しい方々は、これが制度だと思ってやっている部分も多々あったし、それ以前に勤務されていた方も平成24年の管理職の発言を期に、こういう運用の仕方もあるんだなというふうに理解をして進めたところで、上の方——我々が指示をして一斉にこういうことをやれと言ったことではないので、私としては組織ぐるみであったかどうかという質問に対しては、組織ぐるみとらわれても仕方がないが、組織ぐるみではなかった。

○小野沢 猛史委員

- ・ やっぱり世間の皆さんは、そう受けとめるんだ。こういうことは、もう二度と起きてほしくないなと思うので、きちんと万全な対策を講じてほしいなと思うけど、その問題の発端となった方が、先ほどの福島委員の質問の中では、何ら反応がないということで極めて遺憾だなというふうに思う。呼び出したらどうか。呼び出して当時の状況をきちんと聞いた方がいいと思う。
- ・ それで、これもマスコミ報道によれば、勤務実績——出勤したっていう実績はあると。しかし出勤した時間帯が勤務時間帯であったので、そこは夜間勤務手当がついているんだ。なので時間外勤務手当を、自分は勤務したよと書いてということになれば、二重取り、明らかに不正ということになる。そういったケースが圧倒的に多い、きのうもそういった報道があった。いくつかのケースがあると思う。対象とならないにもかかわらず夜間勤務手当が支給されたというパターン、いくつかあると思うが、勤務実績——出勤した実績がないにもかかわらず、勤務命令簿に自分の名前を書いて手当を受給したというケースはあるか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 出勤実績がない者に対する手当に支給に関するお尋ねだが、このような事案については確認されていない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先ほど私の方からお話したが、勤務実績はあるが、勤務時間中であったので時間外勤務手当の支給対象にはならないというケースが多かったという報道だが、そうでなかったケースというのはどんなケースか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 突合上、エラーが出た部分でのお尋ねだが、事前に夜間勤務を交代した中で日誌の方をきちんと訂正せずに、時間を変える前の時間で時間外勤務に記入していたということでエラーが出たという部分もあるし、そもそもの記入欄を誤っているという部分も確認されている。

○小野沢 猛史委員

- ・ そもそも記入を間違っただってどういうことか。ちょっと理解ができない。もうちょっとわかりやすく。出勤実績はあった、確かに出勤はしたんだと。だけどその時間帯は、自分が出動した時間帯と命令簿に記載した時間と実際は違っていったとか、そういう意味か。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 業務日誌と時間外命令簿の相違があった要因についてのお尋ねだが、委員の御指摘の部分で、夜間勤務が割り振られた時間を時間外勤務としていた部分、それ以外の部分については、単純なミスとしては、時間外勤務命令簿に記載していた事案ごとの時刻を誤って記入していたとか、集計の合計時間を誤っていた、もしくは単価の違う欄の部分の記載の間違いがあったというようなことも確認されている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先に進む。何だか釈然としないけど。現場の状況はよくわからないので、言葉で説明されても何かすとんと腑に落ちない。ここで時間をかけるわけにはいかないので先に進む。
- ・ 毎日勤務者、先ほど質問があって確認したけど問題がなかったということだった。具体的にどんな調査をしたのか。例えば、ある職員が1週間のうちに4日も5日も毎朝仕事開始前の1時間とか40分前とか決まった早い時間帯に出てきて、何でこんなに毎日のように連続してこうやってこの方出て来ているのかなとか、例えば夕方、表現適当でないかもしれないが、5時から男ってそういう方がいて、5時になると毎日のようにそこから何かやり出してとか、そういう例ってないのか。

○北消防署長（大倉 哲）

- ・ 毎日勤務者の就業時刻前の時間外勤務の業務内容とか、そういう部分のお尋ねだと思うが、北消防署の予防係、指導係、これが日勤となるが、通常は対象物の営業時間など関係者の都合に合わせて就業時刻前の立ち入り検査や避難訓練の立ち合い等に対応することがあるものだ。

○小野沢 猛史委員

- ・ 何かある種、ある週に特定の業務があるときに、そういった業務が連続して1週間、10日あったとかであれば、それはそれでいいし、そういったこともあると思う。ただ、1年を通じて、この方、毎週のように朝早い時間に出てきてやってるなというケースがあるとすれば、それは本人からきちんと事情を聞いて、その業務の内容がどうであるのか、その必要があるのかどうかということは、きちんと精査した方がいいと思うので、あえて意見として申し上げておきたいと思う。
- ・ いずれにしても、私も正直申し上げて、皆さんの日頃の仕事ぶりとかは現場のことをよくわからないでいろいろ発言している。なので、そんなことをきちんとわからないで、いただいた資料だけで、例えば実際に命令簿だとか、いろいろ関係書類を見るとまた違った見方もきっと出てくるんだろうなと思うけれど。そういう意味では、やっぱり調査的内容的に不十分だと。先ほども申し上げたが、業務日誌については問題ないという前提で整理してしまったということは、やっぱり私は問題あると思う。これはきちんと一つ一つ確認すべきだったと思うし、これからどうするんだろう。
- ・ 私は、前回の委員会でも申し上げたが、こういうときは第三者委員会を設置して、弁護士さんとか

会計士さんとかそういう専門的な知識のある方にいろいろと手を煩わして、調査をしていただいて、内部の客観、第三者の目が入らないと解明できないこともあると思う。消防長は前回もやる気ないとおっしゃっていたが、私はきちんと第三者委員会を設置して、もっときちんと調査すべきだと思うが、その辺のお考えはやっぱりないか。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 第三者委員会の設置についてだが、7月5日委員会でも御説明したとおり、担当副市长、総務部長それぞれ関係部局と協議を進めながらやっているの、第三者委員会の設置は考えていない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 私はやるべきだという意見を申し上げて、できれば議会としてそれを要求すべきだと思う。そういうことを申し上げて終わる。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 終わるか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 設置を要求すべきだと申し上げたので、後で諮っていただけたらと。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 今、小野沢委員から、第三者委員会を設置すべきではないかという意見があったことは、この委員会でも特別委員会、第三者委員会を開くとか開かないとかという決定をできる場ではないので、その意見があったことは議長にお伝えはしておくが、もし設置を御希望するのであれば、それはしかるべき場で提起を小野沢委員がしていただくようお願いをしたいと思う。

○小野沢 猛史委員

- ・ いろんな審査の過程で、委員会で例えば意見書を出そうとか何とかというのはよくあることだ。本件に関しても委員会で調査をして、皆さん同じテーブルを囲んで調査をしているわけだから、内容に不十分があれば、もっときちんと徹底した調査をすべきだということを申し入れるということは、委員会として当然すべき対応だと私は思うんだ。

そういうことを含めて、第三者委員会がいいのか、また、いろんな別な方法があるかもしれないが、そういうことを委員会としてどうしますかということ投げかけたので、それは皆さん必要がないと言うのであれば、それで結構だ。そういう回答をいただきたい。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ はい。皆さんいかがか。今の意見についてというか、第三者委員会というのはいちが設けるのではなくて、消防がというか理事者側が設けるという委員会だ。
- ・ 特別委員会であれば議会側というようになると思うが、いろんな委員会があると思うが、小野沢委員とすれば、本日の最終結果では不十分だと、さらに調査をすべきではないかという御意見だと私は捉えたが、どうだ。

○福島 恭二委員

- ・ 第三者委員会ということだとすれば、調査を始める前にどうあるべきかということ議論すればよかったと思うが、そういう気があったけど、消防長の方から答弁あったようにそういうことではないという方向で調査をしたいということでこちらも了承してここに着いたわけだから、そういうことからすれば、今になってからこうだということはどうかなと思うので。

- ・ たしかに私も質問をして回答をいただいて、100%疑義がないかどうかということになれば、これはまた別だが、それなりに私は信頼をして回答をいただいていると思うので、そして、それなりに不十分な点というか突合できない分については、今言われた部分含めて自主返納したいと、自発的に責任を感じながら対応してきたことからすれば、私は一定程度の整理はされたのではないかと思っているので、改めて第三者委員会をここで作って調査するという点については、必要ないのではないかと思う。

○金澤 浩幸委員

- ・ 私としても同じ意見だ。全てにおいて職員が嘘をついてまでやってきたのか、そこまでやるのかというところは私はないと思っているし、当時の北消防署の庶務をされてた方が始まりで、それでいいんじゃないかという風潮が広がっていった事案がこれであって、最終的に業務日誌と時間外勤務命令簿の相違の部分からこの金額を出してもらっているのだから、ある程度消防の方で結論は出してもらったのかなと思っているので。それに対して、この先どう進めていくのかということも確認させていただいたので、第三者委員会を設置してまでのことは要らないと思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 福島委員も最初の時うんぬん、最初に設置すべきだという話をされたけど、委員長はきょうのが最終の報告とおっしゃったが、まだまだ不十分だと思う。そういう点では、第三者委員会を設置するかは理事者が設置、議会が設置するわけではないから。しかも消防長にだけ設置を要望しても、これはなかなか、最高幹部ではないから、ここでは示すことはできないのではないかと。

したがって、まだまだ解明されていない部分もあるし、正確にきちっと整理して解明するためには、議会としてはぜひということ。理事者の考えはそれはそれとしてあるとは思いますが、議会としては設置ということで当然ではないかと私は思う。

○副委員長（小林 芳幸）

- ・ 私からも。福島委員や金澤委員が言ったように、きょうの報告を聞いて、金額等も聞いて、皆さんの御意見等も聞いたので、第三者委員会等は要らないということだ。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 委員長としても、前回の中間報告の際に、私からも消防のこの件は、市民の信頼を大きく損なう重大な案件だということで、しっかりと調査をして、早急にこの回復に努めてほしいし調査結果も出してほしいということで、9月末、そして10月1日——きょう最終の報告がきた。委員長としても、消防の方、今までの内容を聞いても、事務的なこととかいろんなことがずさんだと思うところがある。
- ・ ただ、第三者委員会が必要かという点、それに関しては必要ではないと委員長としては判断したいと思うので、委員会としてはそれは求めないということにさせていただきたいと思う。小野沢委員、よろしいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ わかった。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 今回の調査結果、今言ったように、これから本当に再発防止、今までの結果が余りにもずさんだと言うしか言いようがない部分も本当に多いと思う。本来、事務的なことをする以外の市民の命と安全を守る仕事をしている皆さんではあるが、そのあたり、今回は本当に大きな事案になったということ

で非常に残念だし、今後、再発防止策やお金の返還のこともあるので、そこはしっかりと市民の回復に努めていただきたいので、よろしく願います。

- ・ その他の委員から、何か御発言あるか。

○日角 邦夫委員

- ・ 簡単に2点ほど確認したい。委員の皆さんから先ほどの紛失した帳簿の話が出てきたが、私自身大きなことかなど。過去の事例を調べる方法、命令簿、業務日誌、他に何かあるか。

○消防本部次長（小西 裕二）

- ・ 夜間勤務の状況を確認できるものは、業務日誌だけなので、それが紛失していることから突合できないので金額を割り出すことができないと考えている。

○日角 邦夫委員

- ・ 不適切支給の関係で業務日誌なりを調べたと思うが、帳簿が紛失した平成27年度と平成28年度、この2年間は、例えば過去の火災でどういう対応をしたのかだとか、誰がいったのかだとか、例えば事件性が今になってわかってきた場合に過去を調べるもの、そういうものがないということか、これがなくなると。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ すまない。日角委員が聞いているのは、平成27年度、平成28年度の業務日誌のことを聞いているのか。

○日角 邦夫委員

- ・ そうそう。その業務日誌がどの位重要なものなのかということを知りたい。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 火災であるとか、救急出動であるとかという部分の事案については、永年保存であるので記録は全部保存してある。ただ今回は、業務日誌のみ、誰が当番であるとかという部分については、廃棄してなくなっているということだ。

○日角 邦夫委員

- ・ 平成27年、28年の紛失した分については、過去の事例というか、それはそれで記録としてあるということだ。
- ・ それと、この帳簿自体を管理する帳簿というものはないか。いついつ、平成27年の何番から何番まで、管理台帳みたいなもの。

○消防本部庶務課長（安田 太）

- ・ 管理する台帳として、保存文書台帳がある。

○日角 邦夫委員

- ・ じゃあ、いつ頃なくなったというのはわかるわけだね。いい、わかった。
- ・ もう1つだが、先ほど委員長の方からもずさんだと言われたが、私、本当にずさんだと思う。始まりのきっかけ、やっぱり管理者から始まったわけでしょ。何か聞くと、全部が全部ではないが、現場の職員の皆さんも悪いように私は受けとめた。例えば私が消防署員として現場にいる場合は、何なんだ、管理者何よと、あんたたちの問題じゃないかと。私は言われたとおりではないけど容認された中でやっているんだという思いだと思う。

そういう中で、今後、市民に対しては再発防止、信頼回復含めてやっていくというふうに思う。当

然だけれども。職場内の信頼回復図っていかないと、市民の皆さんに訴えられないと思うんだ。その辺どう考えているのか、お伺い願う。信頼されているのであれば、それでいいが。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ 職員間の不信についてのお尋ねだが、日頃から職員には、チームで活動している職場なので、それぞれの信頼関係が必要だということは事あるごとに言っているが、今回のようなことがあると、誰を信用していいのかという事態が発生しており、チームとして活動するのが困難になっていることがちょっと申し訳ないが、今後においては、私も含めて、私に信頼がないのであれば、それ相応の対応はしたいなと思っているが、今後、各小さいチームから、まず信頼関係を構築できるように指導していきたいと考えているので、よろしく願う。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ それでは、発言を終結する。（「委員長」と消防長）消防長、どうぞ。

○消防長（近嵐 伸幸）

- ・ この度の不適切な時間外の支給について、市民の皆様の信頼を大きく裏切り、消防長として責任を痛感している。心から深くお詫びを申し上げる。
- ・ 今後においては、消防職員としての自覚の徹底を図り、再発防止に努め、市民の皆様の信頼回復に努めたい。この度はまことに申し訳ございません。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ ぜひ頑張っていたきたいと思う。
- ・ ここで理事者は御退室願う。

（消防本部 退室）

- ・ 議題終結宣言

2 その他

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 議題宣言

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣言

午後0時15分散会